

第 3 5 回議会運営委員会記録

令和 5 年 2 月 1 5 日

【開催日】 令和5年2月15日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時50分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

1 令和5年第1回（3月）定例会に関する事項について

(1) 会期案について

議案名・・・資料1

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

(3) 人事案件について

(4) 議事日程案について・・・資料2

(5) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料3

・日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

・宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

2 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよ

う申請いたします。) について・・・資料 4

3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料 5

4 山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例について・・・資料 6

5 議会活動の正常化を求める陳情について

6 その他

(1) 全員協議会の開催日

(2) 議会運営委員会の開催日

午前 10 時 開会

大井淳一郎委員長 皆さん、おはようございます。ただいまより、第 35 回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願ひします。まず、付議事項 1 点目、令和 5 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項についてです。会期案についての説明を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは(1)から(4)まで一括して説明させていただきます。(1)会期案についてです。2 月 21 日月曜日となっておりますが、すみません火曜日から 3 月 24 日金曜日までの 32 日間を会期としたいと思います。議案名については、資料 1 を御覧ください。市長提出議案として合計 35 件出ておりました、3 月定例会ですので、令和 4 年度関係と令和 5 年度関係で分けております。令和 4 年度関係が 14 件、令和 5 年度関係が 21 件出ております。令和 4 年度については、総務文教常任委員会所管はありませんでした。民生福祉常任委員会所管が 2 件、産業建設常任委員会所管が 4 件、一般会計予算決算常任委員会所管が 1 件、そして、人事案件が、同意が 4 件と諮問が 3 件の合計 7 件出ております。令和 5 年度関係については、総務文教常任委員会所管が 3 件、民生福祉常任委員会所管が 10 件、産業建設常任委員会所管が 7 件、一般会計予算決算常任委員会所管が 1 件となっております。後ほど御覧ください。続いて、(2)宇部・山陽小野田消防組合議会の報告についてです。

こちらは申し合わせ事項44により行います。3月、6月定例会初日に行うことになっておりますので、この度行うことになろうかと思えます。山田議員が報告されると聞いております。続いて、(3)人事案件についてです。先ほどありました7件について、申し合わせ事項62及び63により行うこととなります。申し合わせ事項62は、「人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、即決する。」となっております。続いて、申し合わせ事項63は、可決後の挨拶についてです。「人事案件を可決したときは、当該対象者から本会議場で挨拶を受けるのが例である。ただし、人権擁護委員は除く。」となっております。ですので、同意4件が可決されましたら、議場に入られて挨拶を受けることになろうかと思えます。これらを踏まえまして、(4)議事日程案についてです。資料2を御覧ください。本会議初日とある21日から御説明します。21日火曜日午前10時から本会議を開会しまして、会期決定後、諸般の報告を行います。今回は事務報告のみになります。続いて、先ほど御説明しました宇部・山陽小野田消防組合議会の報告となります。こちらが終わりましたら、同意4件と諮問3件を一括上程し、即決になりますので採決までとなります。これらが終わりましたら、令和4年度関係議案、つまり、現年度の関係議案7件を一括上程し、委員会付託までとなります。この委員会付託終了後、令和5年度施政方針、そして令和5年度関係の議案の21件の一括上程、提案理由の説明までとなります。22日水曜日は、正午が一般質問通告締切りとなります。午後1時から議会運営委員会を開会し、今日はまだ一般質問の人数割りをできませんので、22日の通告締切り後の議運で、決まった人数の割り振りが必要となり、そして日程の変更が生じる可能性があるということになります。そして、一般質問の聞き取りは通告締切り後から24日までとなっておりますので、23日木曜日の休会を挟みまして24日金曜日の午後5時までを一般質問の聞き取りとしております。続きまして、25日土曜日、26日日曜日の休会を挟みまして、27日月曜日は、委員長に確認したところ、総務文教と民生福祉それぞれ午前9時から開催したいということでしたので、午前9時から委員会、分科会としております。

総務文教は委員会所管の議案がありませんでしたので、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会、そして、民生福祉常任委員会と一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を、それぞれ3月議会になるので、原則としては総務文教常任委員会が第2委員会室、民生福祉常任委員会が第1委員会室になろうかと思えます。28日火曜日は、産業建設常任委員長に確認したところ、午前10時からということですので、午前10時から委員会にしております。委員会と一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会となります。1日は、当初の予定どおり予備日のままになっております。3月2日木曜日、3日金曜日、4日土曜日、5日日曜日の休会を挟みまして、6日月曜日、7日火曜日、8日水曜日、それぞれ午前9時30分から一般質問の日程を組んでおります。続きまして、9日木曜日は午後1時から一般会計予算決算常任委員会です。これは現年度の全体会になります。申し合わせ事項どおり、この日の午前中は中学校の卒業式の日になるため休みにしておりますので、午後1時から入れさせていただきます。続きまして、10日金曜日は午前10時から本会議を開会いたしまして、令和4年度関係の付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして初日に提案理由の説明まで済みました令和5年度関係議案21件に対する質疑と委員会付託までとなります。この本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会の全体会において、新年度予算の説明となります。11日土曜日、12日日曜日の休会を挟みまして、13日月曜日、14日火曜日、15日水曜日の3日間で、それぞれ総務文教、民生福祉、産業建設の常任委員会と一般会計予算決算常任委員会の分科会を開催する予定にしております。それぞれ全て午前9時からの予定になっております。委員会室については、今の予定では、総務文教が第2委員会室で、民生福祉が第1委員会室、2日目14日の総務文教が第2委員会室、産業建設が第1委員会室、3日目の15日水曜日については、これまででしたら、産業建設は第1委員会室に、民生福祉は第2委員会室になろうかなと思っております。続きまして、13ページに入ります。16日木曜日は委員会予備日、17日金曜日は議事整理のため休会、18日土曜日と19日日曜日は休会、20日月曜日議

事整理のため休会、21日火曜日祝日で休会、22日は議事整理のための休会。これらを挟みまして、23日木曜日午前10時から一般会計予算決算常任委員会全体会で、新年度議案に関する全体会になります。そして、24日金曜日、午前10時から本会議を開会いたしまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、閉会中の調査事項についてとなります。以上で32日間の議事日程の説明を終わります。

大井淳一郎委員長 ただいま、説明がありました。付議事項の1点目の(1)から(4)まで説明がありましたが、皆さんで確認したいこととか分からないこととかがあれば、聞いていただければと思います。よろしいですか。

高松秀樹議長 3月定例会ですので、慣例である退職者の挨拶の取扱い、これは本会議中じゃないんですが、これについてどうするのかを決定しとってください。

大井淳一郎委員長 去年の状況を教えてください。

島津議会事務局次長 去年は、本会議終了後に議場で挨拶していただきました。執行部から本会議中に挨拶したいということであれば、そういう取扱いをしたこともあります。基本的には終了後としております。

大井淳一郎委員長 これは、部長級ですか、課長級以上ですか。どうでしたかね。（「該当職員数は」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局次長 議場出席者でいいますと、今年、定年退職となりますのは、部長級は2人です。次長級はいらっしゃいません。

大井淳一郎委員長 あくまでも議場で答弁している者だけでしたか。

島津議会事務局次長 今までは、そうです。

大井淳一郎委員長 分かりました。議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今年もそのように取り扱いたいと思います。それでは、付議事項の(1)から(4)まで、以上とします。続きまして、(5)陳情・要望書の取扱いについてをお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、(5)陳情・要望書の取扱いについてです。資料3になります。まず一つ目が、実質押印のあるのは2ページのところになるので、ここの件名を読み上げます。「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」ということで、コドソラという団体の代表、与那城様でしょうか、お読みが分かりませんが、から出ております。これが、かがみ文書の1ページから入れますと6ページまで出ております。続いて、二つ目、7ページからになります。「宇部拘置支所の主要業務の継続を求める意見書の提出について」ということで、山口県弁護士会会長の田中様から出ております。こちらが、9ページまでになります。それぞれ調査委員会を決定していただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 それでは、陳情・要望書等の取扱いについて協議したいと思います。まず、「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」ですが、これにつきましては、これまでどおり国防や安全保障に関するものについては調査委員会を決めないという取扱いでいきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、「宇部拘置支所の主要業務の継続を求める意見書の提出について」です。私もざっと見ましたが、この取扱いはなかなか難しいところがあるかと思います。調査委員会の決定について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局、これまでにこういった陳情の類いのはなかったような気がするんですが、特に一定の見解はないようですので、どうしましょうか。

笹木慶之委員 宇部市はどうなっているのでしょうか。聞いておられませんか。

大井淳一郎委員長 事務局で分かりますか。宇部市議会にも同様のものが多分出されていると思います。

河口議会事務局長 宇部市のことをなかなか言いにくいところではありますが、お聞きしていることだけで言いますと、会派代表者会議で決定すると聞いております。向こうの運営のことなので、それ以上のことは言えませんが、会派代表者会議で協議すると伺っております。

笹木慶之委員 この件は地方のこういう業務が移管されてということで、現実的に、市民の皆さん方にいろいろな面で影響の出てくる要素があると思います。やはり、本市だけとはなしに、そもそも宇部市に施設があるのですから、それらと連携しながら適切に対応することが必要だろうと思います。かつて地方の行政の業務をしていた事務局がどんどんなくなっていったら、いろいろな弊害が出てきておるということは事実ですから、やはり慎重に対応すべきだろうと思います。できれば、会派の代表者辺りで協議したほうが良いと思いますが、ここでいきなりというわけにはいきませんので、持ち帰って協議していただければと思います。いかがでしょうか。

宮本政志副委員長 宇部市の動向を聞けますか。全く接触が難しいんですか。笹木委員が言われるように、ある程度情報を取れるんだったら、その辺りの情報を少し欲しいなというのがあるんだけど。

河口議会事務局長 宇部市も同じようなものが出ているとはお聞きしており、どう対応されるかもお聞きしております。ただ、結果が出ているのならお話できるんですけども、宇部市もまだ審査中です。お聞きしたのは、会派代表者会議で協議されるということのみです。後々になりますが、こ

こで並行してとなってしまうので、なかなか難しいところはあるかも分かりません。

笹木慶之委員　なぜそう言うかという、これは山口県弁護士会の会長が出しておられるんです。市には、その支局がそれぞれあるはずですから、連携して出してこられていると思いますので、その辺をよく確認の上で、宇部市に本市が先んじてやることはできんと思いますし、宇部市の情報を見ながらやらなければいけないということで、しっかり連携取ってもらいたいと思います。

宮本政志副委員長　今日、結論は出んのだろうけど、それは会派でまた議論していきましょう。ただ、宇部市に先んじてうちができないという今の御意見はよく分らん。宇部市は宇部市、うちはうちでいいんではと思います。うちの会派はまたこれを持って帰って、吟味していきます。（「付託先を決めんと」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長　そうですね。付託先の話です。会派代表者会議は、うちの市では明確な位置づけはありません。宇部市はありますけどね。だから、それはできないので、取りあえず、調査委員会は議会運営委員会にしておきましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議運にした上で適切に対応したいと思います。それでは、続きまして、付議事項2点目、申入書についてです。例の一般傍聴者の撮影許可についてです。これについて資料4ですね。前回までの決定を踏まえて、申請書案が出ておりますので、事務局から何か説明することがあればお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長　では、2の申入書の件です。長期間にわたり議論してきて、申請書を作るところまではたどり着きました。何度か説明しましたが、別の議会の様式に基づいて作っており、これまでの議論の中であって、削除となった項目を削除しています。さらに、報道も一般も申請を出してもらおうということがあったと思うので、この表の中

の開会日の下に区分ということで入れて、報道と一般を書いてもらうことと、一般の方は写真撮影のみ可ということまでは決まったような気がするので、ここに記載しています。それ以外、表面に変更はありません。裏面に変更しているところは、今のところありません。既に説明したとおり、一般の方の腕章は事務局で既に準備できています。この1、2ページがまず本会議についてです。委員会は同様ですので、あとは規定されている文言のところだけ修正して、本会議というところを委員会にも対応できるようなものにしてあります。そして、全員協議会も必要ということで前回お話があったと思いますので、これも新たに作っています。引用の文言のところがちよっと長くなりましたけど、申請書の中の記のところの上ですね、ちよっと長くなっていますが、この規定により申請しますという文言にしています。この裏面の守るべき事項のところも同様の文言にしています。この申入れについての会議というのは、前回の議会運営委員会において、本会議、委員会、全員協議会のことということでしたので、この三つの申請書をここに提示するものです。もう一つ、政治倫理審査会についてですけれども、政治倫理条例施行規程第6条の中に、山陽小野田市議会委員会傍聴規程の例によるという表記になっています。全員協議会と同じ書き方で、委員会の傍聴規程に沿うものになっています。これについてまだはっきり出ていなかったものでこの度申請書を作っておられませんけども、議論して政治倫理審査会についても同様の扱いとの結論が出れば、同様の申請書をすぐに作って御提示できるかなと思っています。ここまで議運ではっきりした議論ができていなかったような気がしますので、今日は提示しておりません。以上です。

大井淳一郎委員長　まず、申請書についてです。これまでの議論を踏まえているところがありますので、大体皆さん御承知の上であると思いますが、基本的にはこの申請書でいきたいと思っています。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうですね、基本的には本会議の撮影許可書、あとは、委員会用と全員協議会用を作っております。

伊場勇委員 確認と課題について話させてもらいますが、一般の方は写真撮影のみ可と委員会で決まったところだと思います。要望を出された方の意図として、撮影という一言で、その中身について議運の中で話してきたわけですが、録音については、例えば、本会議場での不適切な発言等々について、訂正等に係る作業が難しいので、一般の方が行う録音についてはやめようとなったと思います。動画の撮影についてなんですが、動画の撮影というと、イメージ的には音声も一緒に付いてくるのが常識な考えかもしれませんが、録音しない動画についてはどうするのかというところも、要望者の方からの意図としてはあるようなので、議論していくべきじゃないのかなと思っております。今回は写真のみなんですけども、録音を伴わない動画の撮影について、もちろん携帯であればですけども、特別なアプリケーションを入れないと無音の動画撮影ができなくて、そういったところも踏まえて整備していくのは、すぐすぐ答えも出ないと思うんです。例えば性善説、性悪説、どうやっていくのかとか、いろんな考えがあるかと思いますが、課題の一つとして、今回、開かれた議会として、ひとつ前に進んだわけですから、プラスそういった意図も考え方も一つ踏まえて課題として取り組んでいくべきじゃないかと思っております。以上です。

大井淳一郎委員長 ただいま伊場委員から問題提起ということで、これは陳情者もその旨のことを言っておられるということは承知しております。これについて、議論したいところなんで答えを出したいところなんですけど、今回の、3月定例会については、この運用は写真撮影のみとして進めていた。伊場委員が言われたのは、今後の課題として、協議することがあればしていきたいと思っております。それでよろしいですか、皆さん。
(「はい」と呼ぶ者あり) 笹木委員もよろしいですね。今回は、このようにさせていただきたいと思います。

高松秀樹議長 質問なんですけど、守るべき事項ってありますよね。7項目列

挙してあるんですが、その下に「上記に違反した場合は、撮影許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。」とあります。この文章は、3番、4番の場合、つまり他の傍聴人を写さないことや目的外に使用しないことは、その場では分からないですよ。1、2、4、6、7番はその場で確認できるんですけど、だから、撮影許可を取り消して退場を命ずることがあって、その際には、撮影データを削除するってあるんです。でも、3番と5番については、これは後の話ですよ。だから、ここの上記に違反したうんぬんところの文言を少し変えておいたほうがいいかなと。ちょっと分かりにくいかもしれんですよ。この文章が続いているように見えてしまう。分かりますか。文章だけの問題ですから。そう思ったんです。

大井淳一郎委員長 3番は、状況によってはその場で分かることもありますが、事後になってからじゃないと分からないことがあるかと思います。4番、5番は正にその場で分からない。4番は後で、全然関係ないことに使われたということはあるし、5番もそうでしょう。この場合にどうするかと議長からありましたが、文章だけ。

笹木慶之委員 言われるのはごもつともだと思いますね。そこで、文章を、「上記に違反したことが確認できた場合には」としてはと思います。というのは、時間的なずれも入るわけですよ、確認できた場合には。その後の撮影許可の取消しや退場、いわゆるしないということなんやろ、これ。もちろんその場合もあるけど。だから、まず言えることは、時を定めるときに違反した場合にはというのは、今確認できんということやから、確認できたときとは、違反したと確認できたときとしたほうがいいと思う。まず文章は。やっぱり事後確認ってあるわけよ。3番、4番はね。じゃないとできないですよ。

大井淳一郎委員長 ちょっと休憩します。

午前10時28分 休憩

午前11時8分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。先ほど、「上記に違反した場合には、撮影の許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。」ということに対して、先ほど議長から、これでは、事後的なものについて網羅できていないのではないか、というか対応できないのではないかと御指摘がありましたので、それを踏まえて、文言の訂正が投げかけられました。皆さんで御意見があれば、お願いしたいと思います。

伊場勇委員 まず最後の文章の前に4のところですね。4のところについて、報道に当たっては、公正公平かつ客観的ということなので、ここはいろいろ考え方があの中で、抑制効果もある一文だと思います。ただ、この報道に当たってはというところの文言を少し変更したほうがいいのかと思っています。例えば、撮影データの使用に当たってはと、より分かりやすくしたらどうかなと思っています。

大井淳一郎委員長 先ほど4番の御指摘がありましたが、報道ではなくて撮影データの使用に当たってはとしてはどうかということですが、ほかによろしいですか。私も読んでいて、報道というのが、一般と報道を分けていることもありますので、一般傍聴者も含めて、撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うことということによろしいですね。笹木委員も含めてよろしいですか。（「ええよ」と呼ぶ者あり）オーケーですね。それでは先ほどの話に戻しまして、上記に違反した場合にはということですが、退場を命ずるということがあるがために、事後的なものに対しては退場を命ずるというのは文言が合わないということがあります。撮影許可の取消しというのは、事後的に許可を取り消して、その対応として、撮影データの削除につながりますので、ここは腹案で

すが、「上記に違反した場合には、撮影許可の取消しを命ずることがあります。また、その際には、撮影データ削除していただきます。」ということにして、退場を命ずるという表現をのけることで、上記1から7に対応していくということがよろしいのではないかと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。（「はい、異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。では、そのようにやり替えていきますが、どうしましょう、休憩して文言をやり替えますか。それとも、次回の議会運営委員会が……あ、本会議が始まっているから、今日やっておいたほうがいいね。

中村議会事務局主査兼議事係長 4をもう一度確認します。「撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。」。注意書きのところは、「上記に違反した場合には、撮影許可を取り消すことがあります。」。（「あ、そっちにする」と呼ぶ者あり）どっちでしたか。

大井淳一郎委員長 撮影許可の取消しを命ずるにしたけど、許可を取り消すでもいいか、撮影許可を取り消すことがあります。

中村議会事務局主査兼議事係長 取り消すことがあります。「また、その際には、撮影データを削除していただきます。」。

大井淳一郎委員長 そうですね、はい、そこはそのままです。

中村議会事務局主査兼議事係長 「また」は取りますか。

大井淳一郎委員長 また、その際には、ということで、そのままです。撮影許可を取り消すことがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。（発言する者あり）分けます。

笹木慶之委員 違反した場合にはというのが、後で分かることがあるということなんよね。だから、ここの文言を変えておかないといけない。

大井淳一郎委員長　ですから、後のことに対しても撮影許可の取消しで対応できると考えます。事後的に分かった場合も、許可を取り消して、そして、遡及的にあのときの撮影は駄目ですよということで、データの削除を命じます。命じるというか削除してもらおうということですね。退場を命ずるの部分がよくなかったかなと考えます。退場はこっちに規定があるから、それはのけさせていただきます。よろしいですか。

中村議会事務局主査兼議事係長　今の文言でもう間違いなければ、議運決定事項の際に、修正してお出しするというだけでもよろしいのでしょうか。それとも、一度休憩してきちんともう一度出しましょうか。

大井淳一郎委員長　一度休憩して、打ち替えて、お願いします。1個だけでいいと思います、本会議……ああ、一応3枚とも出してもいいけどね。（発言する者あり）では、そうしましょう。休憩します。

午前11時13分　休憩

午前11時26分　再開

大井淳一郎委員長　それでは、委員会を再開します。先ほどまでの議論を踏まえて、許可申請書の文言を打ち替えてもらいましたので、皆さん目を通していただいているかと思います。事務局から、どうぞ。

中村議会事務局主査兼議事係長　先ほど皆さんで議論していただいたところを修正しました。一つ気付いたところがありまして、「守るべき事項」の6番のところですが、「報道関係者は各自用意した腕章を」となっておりました。議場を拝見すると、報道関係者の方の中には名札のようなものをされている方もいるので、ここに「等」を入れさせていただきます。提示しております。そこも皆さん併せて結論を出していただけたらと思い

ます。

大井淳一郎委員長 最終的にこれを基に申請していただくということになりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、このとおりで決定したいと思います。それでは続きまして、付議事項３点目山陽小野田市議会委員会条例の一部改正についてです。お願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 では、資料５になります。１２月定例会で、山陽小野田市組織条例の一部改正を可決しました。これによって総務文教常任委員会所管であったシティセールス課、民生福祉常任委員会所管であった市民活動推進課と文化スポーツ推進課の３課が協創部にまとめられましたので、所管する委員会をどこにすべきか、協議していただけたらと思います。この結論が出ましたら、議会運営委員会に条例改正案を提示しようと思っております。なお、情報管理課とデジタル推進室が統合されデジタル推進課となったこと及び福祉部の国保年金課が保険年金課に名称変更されたことについては、所管する委員会の変更はありませんが、便覧の改正が必要となりますので、先ほどの協創部の件と一緒に、その際に提示する予定にしております。以上です。

大井淳一郎委員長 デジタル推進課と保険年金課については所管が変わらないので、後は便覧の訂正だけということでもいいんですが、協創部が新たに新設されますので、これを担当する委員会を議会運営委員会で決めたいと思います。皆さんで意見があればお願いしたいと思います。

森山喜久委員 協創部は、総務文教委員会でいいのかなと思います。

大井淳一郎委員長 ただいま森山委員から、総務文教常任委員会で対応してはどうかということがありました。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように——よう考えたら総務文教常任委員会の人が多いですが、なるほど、そういうことですね。重責を担っていただくことにし

ます。あわせて、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会も、これら協創部の分を担当していただくこととなります。では、事務局、それを踏まえてよろしく申し上げます。それでは付議事項4点目、山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例についてです。お願いします。

島津議会事務局次長 前回、議会運営委員会で条例案と、法律と条例案との対照表をお出ししたと思います。そのときに、一部分かりにくいということもありましたので、今回条例案の骨子を作成しまして皆さんに提示しています。これについては条例案等ともまた照らし合わせながら見ていただいて、今後、条例案の議論に入っていただけたらと思います。以上です。

大井淳一郎委員長 皆さんで目を通していただいて、今後の条例改正に向けて、協議していきたいと思います。それでは、続きまして付議事項5点目、議会活動の正常化を求める陳情についてですが（退席者あり）こちら、はい、すみません、お疲れ様です。7ページ、最終ページになりますが、陳情書が出ており、これについて前回、委員外議員として、共産党議員団のお2人をお呼びする決定をさせていただきましたが、今日は来ておられません。事実関係だけお話しさせていただきたいと思います。前回の議会運営委員会の決定を受けて、私は共産党議員団の団長であります中島議員にお電話しまして、中継も見ていただいたと思うが、次回の議会運営委員会に共産党議員団、それは1人か2人かはお任せするけれども、出席していただきたいということを依頼しました。その際の中島議員の回答は、「山田議員が出席する予定である」と言われましたので、「では、山田議員に伝えてください」と言いました。なお、山田議員には直接依頼はしておりません。ところが、お2人の連絡が行き届かなかったのかどうか分かりませんが、山田議員は出席していないということが事実でありますので、これを踏まえた上で、この議会活動の正常化を求める陳情の取扱い、進め方について、委員の皆さんと協議したいと思います。いかがでしょうか。なお、今日、休憩の間に、事務局職員から

お2人に電話していただきました。そのときの回答を教えてくださいたいと思います。そのまま言っていただいても結構です。

中村議会事務局主査兼議事係長 私は山田議員にお電話しました。「中島議員から、今日の出席の件については伝え聞いていない」ということでした。以上です。

島津議会事務局次長 中島議員に連絡しましたところ、「詳しく伝えていない」ということでした。

大井淳一郎委員長 その上で、どうしましょう。電話は今日です。私が中島議員に電話したのはもっと前です。(発言する者あり)そうですね。はい、そういうことです。

宮本政志副委員長 今の主査と次長のやり取りで、例えば、次長が中島議員に連絡されて、「伝えていない」と。伝えていない理由を本人は何か言っているんですか。

島津議会事務局次長 言われたことのみです。そのほかにも言っておられましたけども、山田議員とは関係のないことで、例えば、大井議員に、共産党議員から何か書類等を渡したというようなことは言っておられます。

大井淳一郎委員長 これは、共産党議員団が市に何か申し入れたということで、その原稿を委員長でちょっと見てくれということでした。まだ、私はその原文はもらっていないんですが、恐らく市が調査していることについて問題提起する内容だと思われまます。その話を島津次長にもされたのかもしれない。これは今、次長が言われたように、この件とは直接関係ないことです。ということで、私は山田議員には直接依頼はしていないものの、議員団団長の中島議員には伝えて、山田議員に伝えるようには言ってあります。そのことだけはちょっと明らかにしておきたいと思

ます。これを受けて皆さんでどうしましょうかということなんです。

宮本政志副委員長 これは、今の共産党市議団は、団長が中島議員と委員長が言われましたけど、まず、それでいいんですよね。大井委員長は、中島団長に議運の出席の件に関しては伝えた。中島議員は、山田議員に委員長のお話を伝えていないということで、さっき言いましたね。事実確認です。

島津議会事務局次長 はい、詳しくは伝えていないと言われました。

宮本政志副委員長 そうすると、大井委員長から伝えてくださいって言ったときに、中島団長は伝えませんよって言われたのか、分かりましたって言われたのか、その辺りは何かありましたか。

大井淳一朗委員長 伝えることについては、分かりましたということですね。伝えない、直接言えとかということは言われていないです。中島議員と話したときに、私から、「山田議員に伝えてください」と言って、それについては「分かりました」ということでした。だから、その場で、委員長から、山田議員に言ってくれということはないです。

宮本政志副委員長 そうすると、委員長から、「伝えてください」というふうに伝えて、「はい、分かりました」ということは、伝えてくださいということを知ったということだから、常識で考えたら伝えますよね。それを伝えてないっていうのは、その場で大井委員長から伝えてくださいって言われたときに、いや、私は伝えませんというふうな言葉が出たんなら、今これ、伝えてない、それは伝えませんと言ったってなるけど、分かりましたということは伝えますということでしょう。それで伝えてないということですよ。もう、そうなってきたら、さあどうするか。正式に議運として、文書などでまた依頼を出すのか、どうするかというのを詰めていかんとね。余り委員会を軽視されても困るしね。だからなか

なかこういう場に出てから、いろいろ意見を言われるっていうのも、されんのかな。そうするとね、また今後委員外議員でどうこうというときも、またいろんな意味で、創政会は、そういったことも考慮して判断していかないといけないようになるんで、少しこれ議論を詰めたほうがいいね。事務局も大井委員長も悪くないもん。

笹木慶之委員 この問題は二つに分かれると思うんです。まず一つは、出席をしてくれということに対する手続の問題。これはいわゆる手続論なわけ。これはこれとして片付けないといけんと思う。もう1点は、議会の正常化を求める陳情についてという陳情内容についての議論も要るわけ。だから、それはそれとして連絡しなくてはならん。ということは、議運の委員長として、相手方に伝えたというこの行為が実行されなかったことに対しては、それはそのように対応せんにゃいけんと思うけど、かといって、違う方法を取ってということでは、この問題は片付かんわけ、もともとの正常化の陳情は。だから、それについてはやっぱり呼ばんにゃいけんでしょ、再度。再度呼ぶことについては、既に手続を取ったけど、このようなことはなぜかということ、それはそれとして委員長として、共産党の議員団の団長に言わんにゃいけんと思う。聞いてみるとそういうことじゃないですかね。後で言うた言わんという話になるかもしれんけど、それは我々には分からんことであってね。だけど、我々は委員長が言われたということは、それはそれとして受け止めて、そのように理解するけどやね。それがまともに履行できなかったということは、今後のこういうケースに対する対応力が弱まることになりますから、それはそれとしてやっぱりきちんと整理すべきと思いますよ。だから二つに分けて考えたほうがいいと思う。

大井淳一郎委員長 この陳情については、共産党市議員団から事実確認をしつつ、それから、執行部が今、調査していますので、その状況を聞くということは前回まで決めています。その上で陳情に対する対応をどうするかです。その対応をどうするかという前提で、共産党議員団から事実確

認をしたいということで呼んだんですけども、かなわないということですから、今日皆さんで再度呼ぶべきだとなれば、私から今度は書面をもって、呼ぶことももちろん、これは、オフィシャルな文書になるかどうか分かりませんが、今度は文書で呼ぼうと思っています。

笹木慶之委員 それを言ったわけであって。だから呼ばないと片が付かんじゃないですか。だから、呼ぶこと前提でということ。ただ、今度は呼び方について今、委員長言われたけど、口頭で駄目やったら文書ということなるとは思いますけど、それは手法をまた考えてやね。なぜ履行できなかったかということは、きちんと整理されたほうがいいと思いますよ。もう1回来てもらうのは当然のこと。そうせんとこの問題は片が付かんじゃないですかね。

宮本政志副委員長 そうなんやけど、仮に、もし市議団2人が出席しないという場合には、先ほど大井委員長が言われたように、この陳情書、それぞれ今日来られたら、この内容について、これは事実なんですかということをお我々創政会はやっぱり聞いていかんにやいけんね、事実確認を一つ一つしていこうねと、会派で打ち合わせていたわけ。でも、それができんということですよ。例えば、正式に要請した、でも出席されんやったら、その場合は、ここに書いてあること全てがもう事実という前提で、今後、この陳情に対して議運で回答を出していくが、それに対してはもう異議申立てできませんよというようなことも踏まえて、あるいは弁明の機会を与えるかということも踏まえて、ある程度想定しちよかんと、ただ、文書でこういうふうな理由を付けて市議団お2人に送りましょうということだけだったら、それで仮に来んやったらどうするの。そういうところの話合いを少ししておかないでいいですか。取りあえず待つということですか。今、どういう手続をするかを決めて、市議団に何らかの手続を踏んで出席するようにと。取りあえず、そこで今日はもう止めますか。

笹木慶之委員 私は、取りあえずそれはそこで置いて、手続としてやるべきだと思います。その手続を踏んだにもかかわらず来なかったら、それはそのときの問題です。ただ、今聞いておると、どっちがどうだこうだということを別として、何か行き違いがあったような感じにも受け止められるんで、それだけで事の全てを処理するよりは、少し慎重にやったほうがいいんじゃないかなと思います。それで二つに分けて考えたほうがいいと言ったわけです。確認するようになっているわけではね。だから、聞こうとしたけど、来んかった。来んかったけれども、それが、連絡が不徹底だったようなニュアンスになっておればなおさらで、いわんや山田議員は何も知らんというようなことを言いよるわけやからね。それが本当なのかどうか分からんわね、まだ。それならば、片方も委員長が言うてくれって言ったが、言いませんでしたということでした。何で言わんやったかということいね。そして、これから議運で事を諮って出席要請した場合に、全てそんな感じになってくれちゃ困るからね。それはそれできちんとしておかんといけんと思う。そのことと中身が全く触れられていないということと、ちょっと違うと思うんで、だからもう1回、僕は、それなら文書なら文書できちんとして処理するというか、そういう形でやる。向こうが正式に「出席しません」というんやったら、もう分かったと、解釈そのものだなということ、行ったほうがいいと思うんです。

伊場勇委員 普通、こういう陳情が出て、議運の委員長が、まず代表に掛ける流れはとても普通だと思いますし、共産党の議員団の代表の方が、もう1人の方に連絡するというのも普通の流れかと思います。おかしいことはないと思います。ただ、そこで、きちんと大井委員長と議員団の団長が話された内容が、全くそのとおりになってないですよ。しかも、議員同士じゃないですか。早くこれを解決しようとしている動きの中での取組なのに、このように軽視されるのは、とても納得ができないんですよ。普通に考えてですよ。ですが、その普通が通じないんであれば、書面できちんと出すとか、大井委員長が言われたようにする必要があるんじゃないかなと思いますが、委員外議員で来られる方の予定もあります。もう本

当、どうしても来られない日もあるかと思imasuので、その辺は避けていかなきゃいけない。でもどっちにしろ、そういったすり合わせをしないと来られる日も決められませんよね。プラス、この陳情書は、中島議員と山田議員の両方に対して出されていますので、両方を呼ぶのが、片方じゃなくて両方お呼びすることがいいのではないのかなあと思imasu。なので、手法としては書面になるんですかね、どっちにしろお呼びして、聞かないと前に進まないですよね。また、そのときに、このように来ないことが万が一あったら、そのときなんじゃないですか。いろいろ、別の話になっていくと思imasu。以上です。

大井淳一郎委員長 はい、ありがとうございます。まず、改めてですが、この2人を呼ぶか。中島議員との電話では、山田議員で対応したいということを行っています、それでも2人に要請するのか、1人に要請するのかを決めた上で、手法はどうするかということをお考えたいと思imasu。今回のことに対しては私も大変遺憾には思っています、陳情がこうやって出ておますので、事実を明らかにして、私たち議運で適切に対応はしていかなくてはいけないと思っています。ですので、そのためにはできることはすべきだと思っていますので、私とすれば、再度、今度は2人に書面で投げかけて、伊場委員の言われるように、それでも来ない場合は、それはこの議会運営委員会の権威にも関わることで、それはちょっと、どうするかは考えなきゃいけないところになると思imasu。やはりお2人が必ず出るであろうということで、本会議の初日とか、次の議運の日は22日ですけれども、その前の日の21日、本会議の初日の後は、何か予定がありましたか。

中村議会事務局主査兼議事係長 本会議後には、広報、広聴の両特別委員会がそれぞれ予定として入っていると思imasu。

大井淳一郎委員長 本会議には出てきますので、もし皆さんよろしければ22日の広報、広聴特別委員会、協議会の場合もありますが、これが終了後

に……（発言する者あり） 21日です。

宮本政志副委員長 委員長が言われることは、いいと思います。つまり、市議団とか書いていなくて、中島議員、山田議員の両市議はということから始まっているので。ただ、出し方をどうしますか。1人ずつに出すわけですか。それとも2人連名の一文書で出しますか。

大井淳一郎委員長 会派ではないので、私とすれば、それぞれに出したいと思っております。出席するかどうかは、それぞれの判断でしょう。日にちは、お2人が必ず出てくるであろうということを考えれば、21日の本会議初日、広報、広聴特別委員会終了後ということになります。山田議員には待っていただくことになります。そこで決定して、私が書面で出したいと思っております。委員外議員のです。公文書かどうかというのはちょっとまた別問題ですけど、申入れをしたいと思っております。皆さんそれによろしければ、委員長名で出したいと思っておりますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それではそのようにしたいと思っております。この件については以上とします。それではその他です。（1）です。

中村議会事務局主査兼議事係長 その他の(1)です。全員協議会協議会です。

35回までの議運決定事項の報告を2月21日火曜日、午前9時30分から、委員長から報告していただけたらと思っております。(2)ですが、先ほど議事日程案のところでもお話ししましたとおり、22日の午後1時から、一般質問通告者について決定した後、議運を開くことになろうかと思っております。事務局からは以上です。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。これについては。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上とします。その他、皆さんから何かありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、

本日の議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 11時50分 散会

令和5年（2023年）2月15日

議会運営委員長 大井 淳一郎